

平成 18 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代表者名 代表取締役社長 清水 秀雄
(コード番号7640・東証 第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 保科正人
T E L 025-232-0008
<http://www.topculture.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 1 月 26 日開催予定の第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに関係法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、第 10 条(単元未満株式を有する株主の権利)を新設するものであります。

株主総会の招集手続の効率化を図るため、第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会において株主が議決権を代理行使する場合の代理人の人数を 1 名とする旨変更を行うものであります(変更案第 18 条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、その決議につき、書面または電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするため、第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされており、これらに対応する所要の変更を行うものであります。

- ・当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め(変更案第 4 条)。
- ・当社は株券を発行する旨の定め(変更案第 7 条)。
- ・当社は株主名簿管理人を置く旨の定め(変更案第 11 条)。

上記の変更に加え、「会社法」ならびに関係法令の施行に伴い、引用する法律条文や用語の変更を行うこととあわせ、章・条の構成や順序、一部表現の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 1 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 1 月 26 日 (金)

以 上

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 (条文省略) (本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、 33,472,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式数及び単元未満株券の不発行</u>) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 2 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり) (本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関の設置)</u> 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 33,472,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) 第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日) <u>第8条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株式名義書換代理人) <u>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取り、届出の受理、株券喪失登録手続きその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) <u>第10条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取り、届出の受理、株券喪失登録手続きその他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(単元未満株式を有する株主の権利) <u>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2)<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3)<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) <u>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日) <u>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第 343 条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> | <p>(招集)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役および役付取締役) 第 19 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2 <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (取締役会の招集者および議長) 第 20 条 (条文省略) 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第 21 条 (条文省略) 2 <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u> (取締役会の決議方法) 第 22 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> | <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 (現行どおり) 2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第 24 条 (現行どおり) 2 <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(取締役会の議事録) 第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u></p> | <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |
| <p>(取締役会規程) 第 24 条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> |
| <p>(報酬) 第 25 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> | <p>(報酬等) 第 27 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数) 第 26 条 (条文省略) (選任方法) 第 27 条 (条文省略) 2 <u>監査役の前員の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> | <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数) 第 28 条 (現行どおり) (選任方法) 第 29 条 (現行どおり) 2 <u>監査役の前員の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(任期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 29 条 監査役は<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 30 条 (条文省略) 2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第 31 条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第 32 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 33 条 (条文省略)</p> <p>(報酬) 第 34 条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 6 章 計算 (営業年度及び決算期) 第 35 条 当会社の<u>営業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第 36 条 当会社の<u>利益配当金は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u> (新設)</p> <p>(中間配当) 第 37 条 当会社は、<u>取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 38 条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u></p> | <p>(任期) 第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 31 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 (現行どおり) 2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 34 条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 計算 (事業年度及び決算期) 第 35 条 当会社の<u>事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金配当の基準日) 第 36 条 当会社の<u>期末剰余金配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。</u> 2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当の基準日) 第 37 条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 4 月 30 日を基準日として中間配当を<u>する</u>ことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 38 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> |

以上